

長崎市告示第783号

長崎市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領を次のように定める。

平成25年11月20日

長崎市長 田上富久

長崎市障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者の認定に関する取扱いについて、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者は、長崎市障害者支援施設等に準ずる者の認定基準（平成25年長崎市告示第618号。以下「認定基準」という。）のいずれかに該当するものでなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、障害者支援施設等に準ずる者としない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (3) 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第54号。以下この項において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(4) 条例第2条第2号に規定する暴力団員

(5) 条例第12条に規定する暴力団関係者

(認定申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として市長の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が認定基準第3項に該当する者（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）であるときは、あわせて障害者雇用状況計算書（第3号様式）を提出しなければならない。

(学識経験者)

第4条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の学識経験者は、長崎市入札監視委員会規則（平成14年長崎市規則第45号）第2条第2項に規定する委員及び長崎市障害者施策推進協議会条例（平成8年長崎市条例第35号）第3条第2項に規定する委員とする。

(認定結果の通知等)

第5条 第3条の規定による認定申請の審査結果は、認定通知書（第4号様式）又は不認定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者（以下「認定者」という。）については、名簿を作成し、公表するものとする。

(認定期間及び更新等)

第6条 認定者に係る認定期間は、当該認定の日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日とし、その末日までに認定の更新を受けなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定者のうち、重度障害者多数雇用事業所については、前項に規定す

る認定期間中、毎年1回、4月末日までに、障害者雇用状況計算書を市長に提出しなければならない。

(非該当の届出)

第7条 認定者は、第2条第1項に規定する認定要件に該当しなくなったときは、速やかに非該当届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(実地調査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、障害者の雇用状況等の内容について実地調査を行い、又は認定者に対して説明を求めるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定による非該当届出書の提出があったとき又は前条の規定による実地調査等の結果、認定申請書その他提出書類に虚偽の記載があることが明らかになったときは、認定者の認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により、認定者の認定を取り消したときは、認定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。